



Color Coordination

Yamato

大和市景観計画に基づく 色彩景観形成 のてびき

2008 大和市



はじめに

かつての建築物は、それぞれの地域で手に入る木・土・石などの素材でつくられました。その結果として、風土に根ざした街並みと、調和のとれた色彩景観がつくられていました。

今日では、生産技術や流通システムの進展によって、多様な建築材・塗装材を選択できるようになりました。その反面、選択にあたって、それが街並みに与える影響や効果について、十分に考えることが求められます。すべての色彩は、美しく魅力的であって、それ自身に良し悪しはありません。色彩景観の美醜は、その使い方によって決まることとなります。

大和市景観計画は、本市の景観形成の方向性とその実現のための作法を明らかにしたものです。景観計画では、色彩を景観づくりの大切なテーマとして捉え、建築物等の外壁基調色の“望ましい色彩”と“避けるべき色彩”とを定め、色彩景観形成のあり方について示しています。

本書では、景観計画で定めた色彩に関する事項について、よりわかりやすく紹介します。建築物・工作物の建築や塗り替えの際、美しい色彩景観形成のためのてびき書として、本書を活用いただければ幸いです。



本書の構成

色彩景観形成に向けた基本的な考え方

1. 大和市の目指す色彩景観	3p
2. 色彩のあらわし方	3p
3. 色彩計画の配慮事項	4p
4. 大和市の色彩景観形成の考え方	5p

計画にあたって、知っておいていただきたい色彩に関する基本的な考え方を紹介します。

全市共通の色彩のルール

5. 行為の制限 ～建築物・工作物の色彩～	5p
-----------------------	----

大和市景観計画に定めた、全市域において使用を“避けるべき色彩”（行為の制限）について、解説します。

地域特性にあわせた色彩景観の形成

6. 色彩の景観形成方針	6p
6-1 商業地	6p
6-2 複合市街地	7p
6-3 住宅地	8p
6-4 田園・緑地	9p
7. 望ましい色彩の例	10, 11p

大和市景観計画に定めた、地区ごとの“望ましい色彩”（景観形成方針）について、解説します。あわせて、望ましい色彩の例を紹介します。

計画にあたっての手続き

8. 景観法（景観計画）と景観条例に基づく手続き	12p
--------------------------	-----

一定規模以上の建築物・工作物の建築行為や色彩の変更にあたって、必要となる手続きを紹介します。

1. 大和市の目指す色彩景観

暖かみある穏やかな、暮らしの色彩景観づくり

暖かみのある穏やかな色彩で形成される現状の街並みを尊重しながら、暮らしの場にふさわしい、やすらぎの感じられる色彩景観の形成を進めましょう。



身近な緑と四季折々の変化を楽しめる色彩景観づくり

住宅の庭木、街路樹、境川・引地川沿いの田園等、身近な緑が美しく感じられ、その四季折々の変化を楽しむことのできる色彩景観を形成していきましょう。



地域ごとの特性を生かした色彩景観づくり

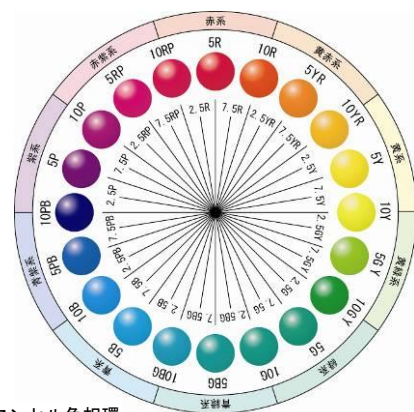
全市的には暖かさやと穏やかさを基調としながらも、地域ごとの土地利用や建物用途の状況によってつくられている街並みを十分考慮し、個性のある色彩景観を形成していきましょう。



2. 色彩のあらわし方

2-1 景観計画における色彩のあらわし方

私たちは、普段、「赤」や「青」などの色名で色をあらわします。しかし、こうした方法では、解釈に個人差があり、色彩を正確には伝達できません。そこで、景観計画では、色彩を客観的に伝達するため、日本工業規格（JIS）にも採用される「マンセル表色系」を用います。



■マンセル色相環

2-2 マンセル表色系

マンセル表色系は、「色相(Hue)」、「明度(Value)」、「彩度(Chroma)」の3つの属性を組み合わせることで色彩をあらわします。

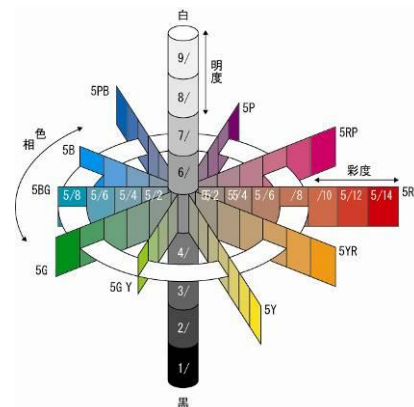
色相 色相は、色あいをあらわします。赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)・黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)の10色相を環状に配置して、各色相を10に細分し100色相の色相環とします。色相の表記は、例えば「5R」というようになります。

明度 明度は、明るさをあらわします。理論上の完全吸収の黒を0、完全反射の白を10とし、その間を10分割して明るさを段階的に示します。

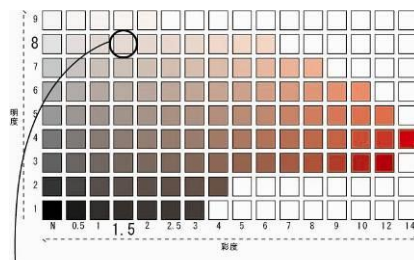
また、色相をもたない無彩色は、明度のみであらわします。最初にニュートラルを意味する「N」をつけて、例えば「N9」などのように表します。

彩度 彩度は、鮮やかさをあらわします。無彩色を彩度0とし、鮮やかさを増していくにしたがって数値が大きくなります。

マンセル記号 マンセル記号は、これら三つの属性を、色相、明度、彩度の順に表記します。例えば、5Rの色相に属し、明度が8.0、彩度が1.5の場合は、「5R 8.0/1.5」と記し、「5アール、8.0の1.5」と読みます。



■マンセル色立体の構造



■図 等色相面(5R)の明度と彩度

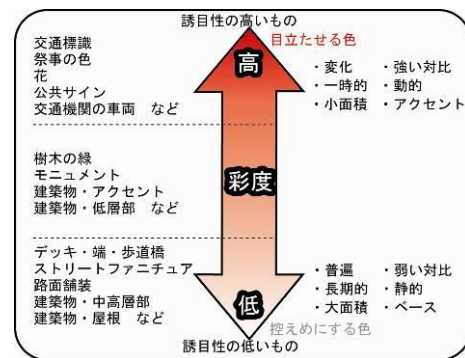
5 R 8.0 / 1.5
色相＝色合い 明度＝明るさ 彩度＝鮮やかさ
5 アール 8.0 の 1.5

■等色相面(5R)の明度と彩度

3. 色彩計画の配慮事項

(1) 色彩を秩序づける ～目立たせる色とひかえめにする色～

一般的に自然界では、花や新緑など四季で変化するものや小面積のものは目立つ色、土や岩など永く変わらないものや大面積のものは周囲と馴染む穏やかな色となっています。自然が魅力的なのは、この色彩の秩序が保たれているからです。色彩景観の形成でも、ここから学ぶことが大切です。目立たせる色を用いるのは、信号や標識等などの重要な情報を伝えるもの、樹木の緑など四季で変化するもの、小さな面積のもの。建築物や土木構造物など街並みの背景となるものは、穏やかでひかえめな色とすることが求められます。



■色彩の秩序づけ

出典：東京商工会議所編『カラーコーディネーションの実
際 環境色彩』：中央経済社 2003 p26

(2) 慣れ親しんだ色を使う ～慣用色と騒色～

市内建築物の色彩を調査した結果、そのほとんどが彩度4、明度8～9程度の穏やかな暖色系を使用していることが分かりました。このような傾向は全国共通であり、これらは慣用色と呼ばれます。逆に、慣用色から逸脱し、見る人が不快感をもつような色彩は、騒色と呼ばれます。色彩には、人の心理を左右する力があります。多くの人にとって、心地良く感じる配色を心がけましょう。

(3) 街並みに調和させる ～地域性への配慮～

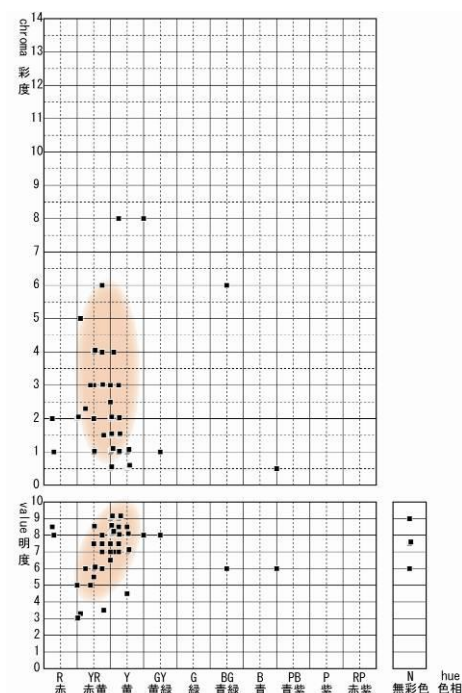
地域や地区によって、色彩景観の特性に変化があることも、色彩調査から分かりました。駅周辺等の商業地では、色相や彩度に幅がみられてにぎやかです。住宅地では、暖色系の色相を基調とした、彩度4以下の穏やかな落ち着きを感じさせる色彩が基本となります。地域や地区の個性を育てていくため、それぞれの特性に合わせた色彩計画が大切です。

(4) 色彩の関係性を整える ～形態・素材との関係と色彩調和～

色彩計画にあたっては、個々の建築物等の色彩だけでなく、周辺や街並みとの調和について考えることが重要です。色彩調和の代表的な方法として、類似色でそろえる、色相をそろえる、トーン（色の調子）をそろえるといった方法があります。また、色彩だけでイメージを形成しようとするのではなく、建築物の形態や素材に応じた適切な色彩を選択することも必要です。

(5) 自然の色彩を生かす ～緑が映える色彩計画～

本市には、住宅の庭木や街路樹、境川・引地川沿いに広がる田園などの身近な緑があります。これらの緑は彩度6程度の中彩度の色彩です。この緑と、その四季折々の変化とをより美しいものとし、それらを楽しむのできる景観を目指し、建築物等の人工的構築物の色彩については、自然物の彩度を超えない低彩度を基調としましょう。



■大和市における大規模建築物の外壁の色彩分布



■色相（色あい）をそろえる配色

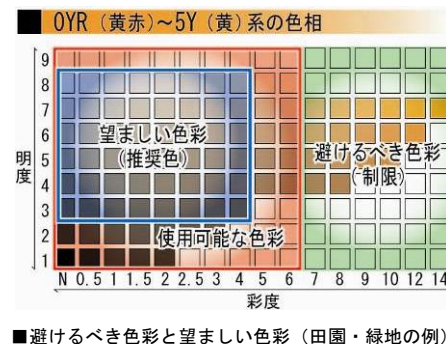
4. 大和市の色彩景観形成の考え方

景観形成方針と行為の制限

景観計画では、“避けるべき色彩（行為の制限）”と“望ましい色彩（景観形成方針）”とを定めています。

“避けるべき色彩（行為の制限）”は、全市一律の基準を定めます。この制限に適合しない一定規模以上の建築行為等に対しては、変更命令を出すことがあります。

さらに“望ましい色彩（景観形成方針）”として、それぞれ特性にふさわしい色彩（推奨色）を定めます。



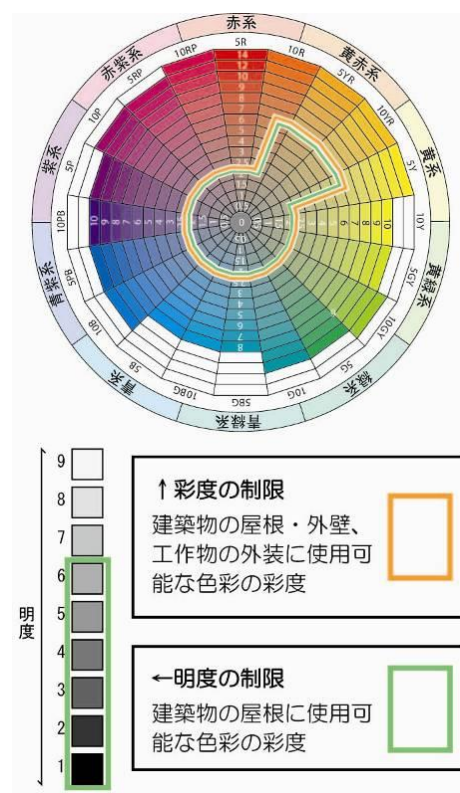
5. 行為の制限 ～建築物・工作物の色彩～（景観法第8条第2項第2号）

一定規模以上の建築物等を対象とし、避けるべき色彩を規制するもので、全市域（景観計画区域）で適用されます。

対象	色相	明度	彩度
建築物の外壁 工作物の外装	0YR(10R)~5Y	—	6 以下
	上記以外の有彩色	—	2 以下
	無彩色	—	0(使用可)
建築物の屋根	0YR(10R)~5Y	6 以下	6 以下
	上記以外の有彩色	6 以下	2 以下
	無彩色	6 以下	0(使用可)

* 次の場合には、制限の適用が除外されます。

- ・建築物・工作物の外壁等で、着色していない木材、土壁、ガラス等の素材によって仕上げられる部分の色彩
- ・建築物の屋根で、銅板等の着色していない金属材によるもの
- ・外壁等・屋根いずれも、見付面積の1/5未満の範囲内で着色される部分の色彩。（見付面積とは、一つの面における垂直投影面積）



制限の考え方① 建築物の外壁・工作物の外装の基調色

現況の建築物等の色彩は、YR（黄赤）系やY（黄）系の暖色系色相で、鮮やかさを抑えた中・低彩度が基調となっています。この暖かみある穏やかな色彩景観を尊重し、色彩景観を形成していきます。

また、景観形成において大切な要素である樹木等の緑は、中彩度（彩度6程度）の色彩です。この緑が美しく映える景観としていくためには、建築物等ではより穏やかな低彩度とすることが望ましいことから、彩度2を超える色彩を制限することを基本とします。

ただし、建築物等に多く用いられる暖色系の色相についてはより広い範囲を使用できるよう、0YR(OR)~5Yの色相では、彩度6までの色彩を使用できることとします。

制限の考え方② 建築物の屋根の基調色

外壁等と彩度の制限は同一としますが、暗色を基本とする屋根の色彩特性を考慮し、明度に上限を設けることし、明度6を超える色彩を制限します。

6. 色彩の景観形成方針（景観法第8条第3項）

6-1 商業地の色彩

商業地域、近隣商業地域
準住居地域、第二種住居地域

推奨色	色 相	明 度	彩 度
	0YR(10R)~5Y	3 以上	5 以下
	上記以外の有彩色	3 以上	2 以下
	無彩色	3 以上	0(使用可)

(1) 景観形成方針（色彩）

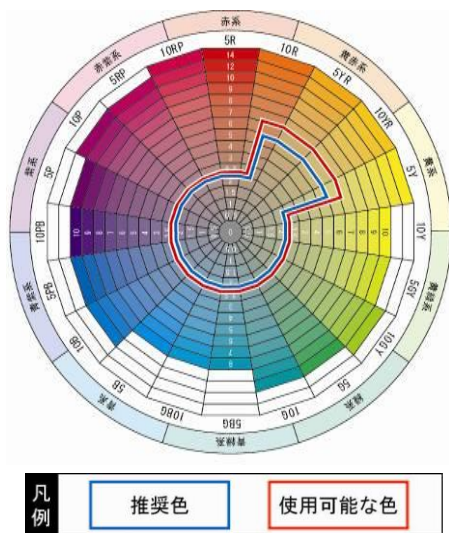
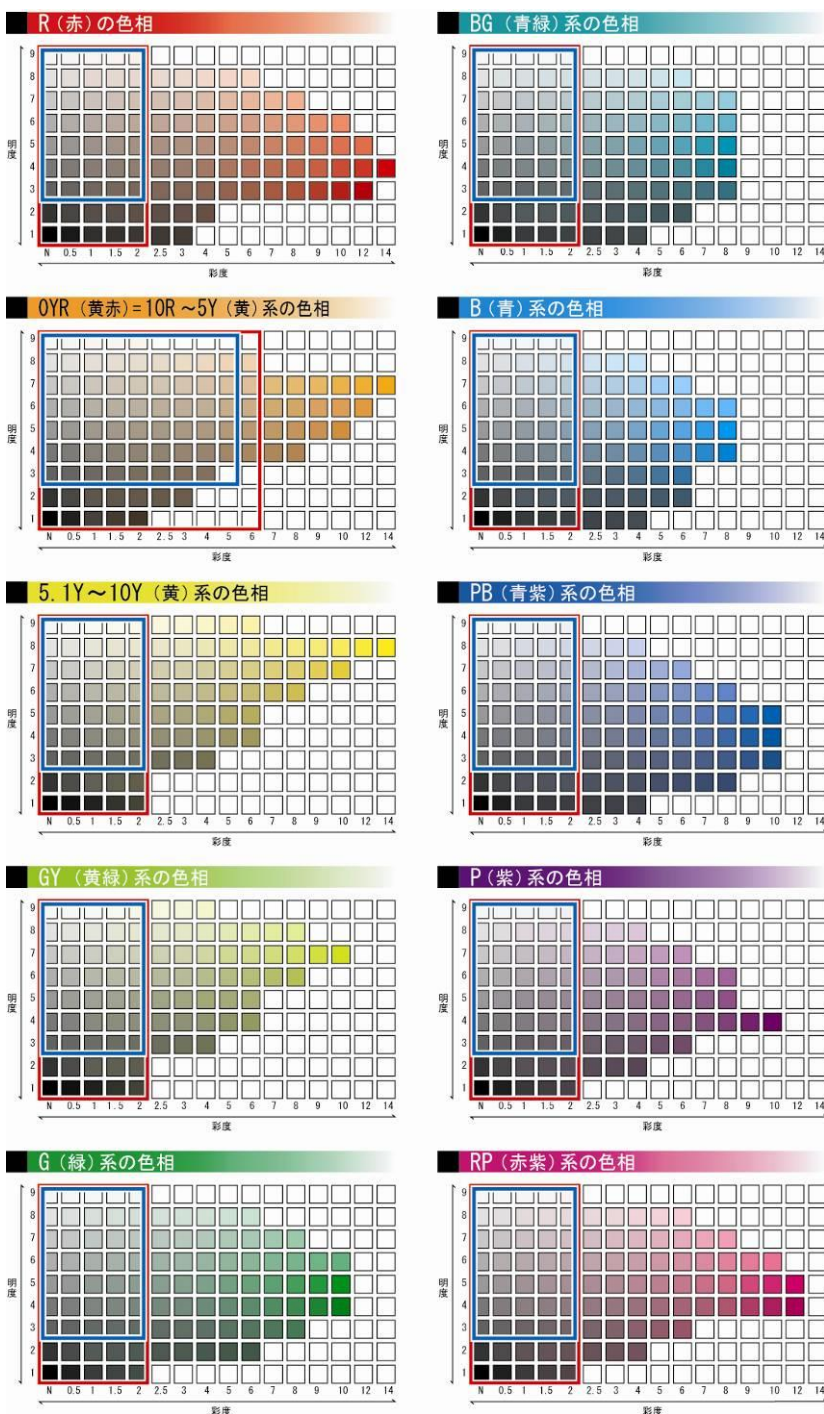
○低層部にはにぎわいを感じさせる色彩を取り入れながらも、全体の基調色は中・低彩度色を基本とし、品格と秩序が感じられる色彩景観とします。

○隣接する建築物等と色相、明度や彩度の協調などにより、商業地としての連続感のある色彩景観の形成に配慮します。

○屋外広告物は、建築物等の地色を生かした配色としたり、周囲の広告物と配色をそろえるなど、街並みの雰囲気を阻害しないように配慮します。

(2) 望ましい色彩（推奨色）

建築物・工作物の外壁等の基調色は、図表に示す範囲を推奨色とします。



避けたいイメージ



望ましいイメージ



6-2 複合市街地の色彩

工業地域

準工業地域

(1) 景観形成方針（色彩）

○明るく穏やかな色彩を基調とするとともに、形態の変化に対応して色彩の分節化を図るなどによって、明るい親しみやすい色彩景観とします。

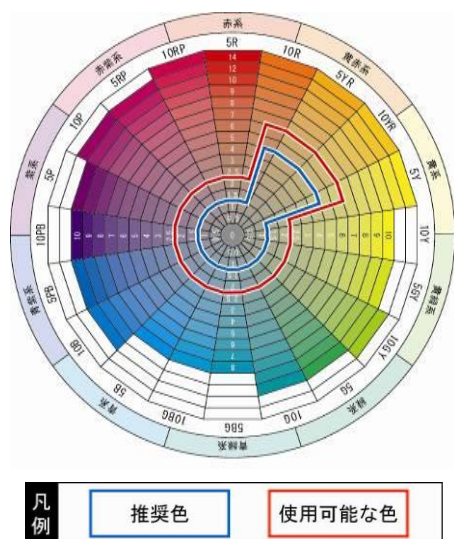
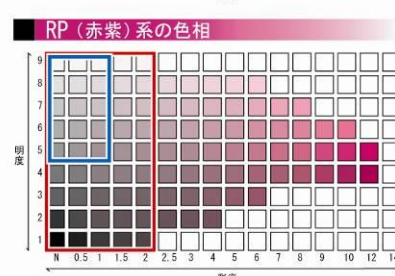
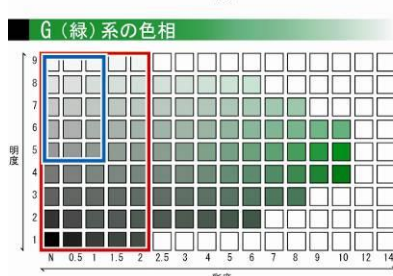
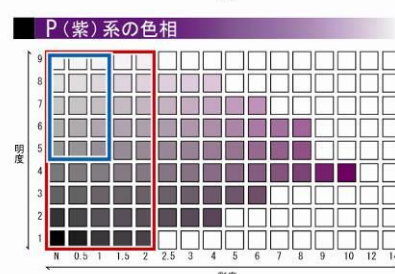
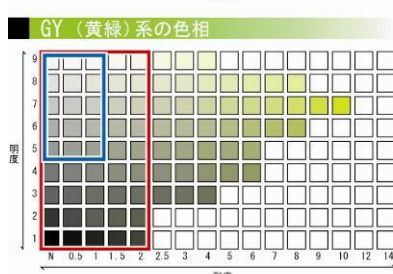
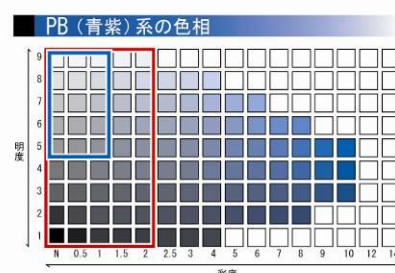
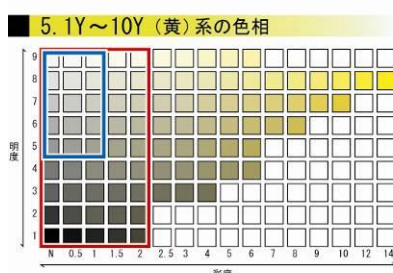
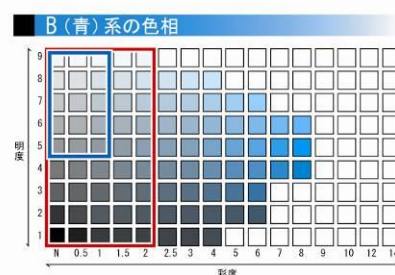
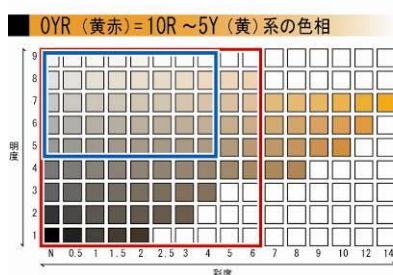
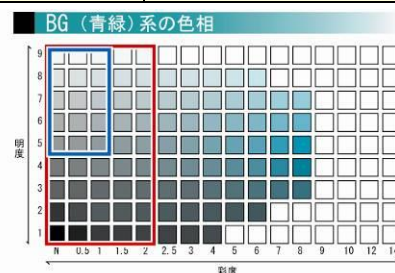
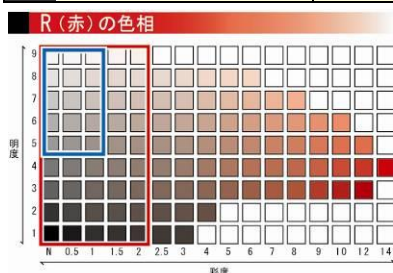
○周囲の建築物等と協調を図りつつ、エントランス周辺や建築物頭頂部などでは形態や意匠に合わせたアクセントカラーを取り入れるなど、街並みとしてのまとまりと活力が感じられる色彩景観を形成します。

○外壁等のメンテナンスを適切に行い、美観を維持します。

(2) 望ましい色彩（推奨色）

建築物・工作物の外壁等の基調色は、図表に示す範囲を推奨色とします。

推奨色	色 相	明 度	彩 度
	0YR(10R)~5Y	5 以上	4 以下
	上記以外の有彩色	5 以上	1 以下
	無彩色	5 以上	0(使用可)



避けたいイメージ



望ましいイメージ



6-3 住宅地の色彩

第一種低層住居専用地域、

第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域

(1) 景観形成方針（色彩）

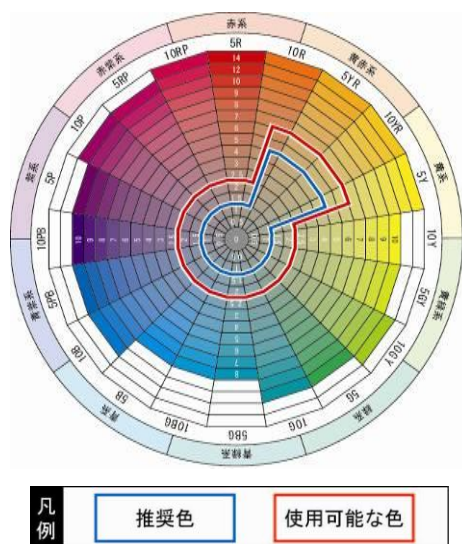
○現況の暖色系の低彩度色を継承し、住宅地にふさわしい暖かみと落ち着きの感じられる、長い時間にわたって飽きのこない色彩景観とします。

○周囲の住宅や街並みとの調和とともに、外構の植栽・樹木やフェンスのデザイン等との調和にも配慮し、街並みとしての一体感の感じられる色彩景観を形成します。

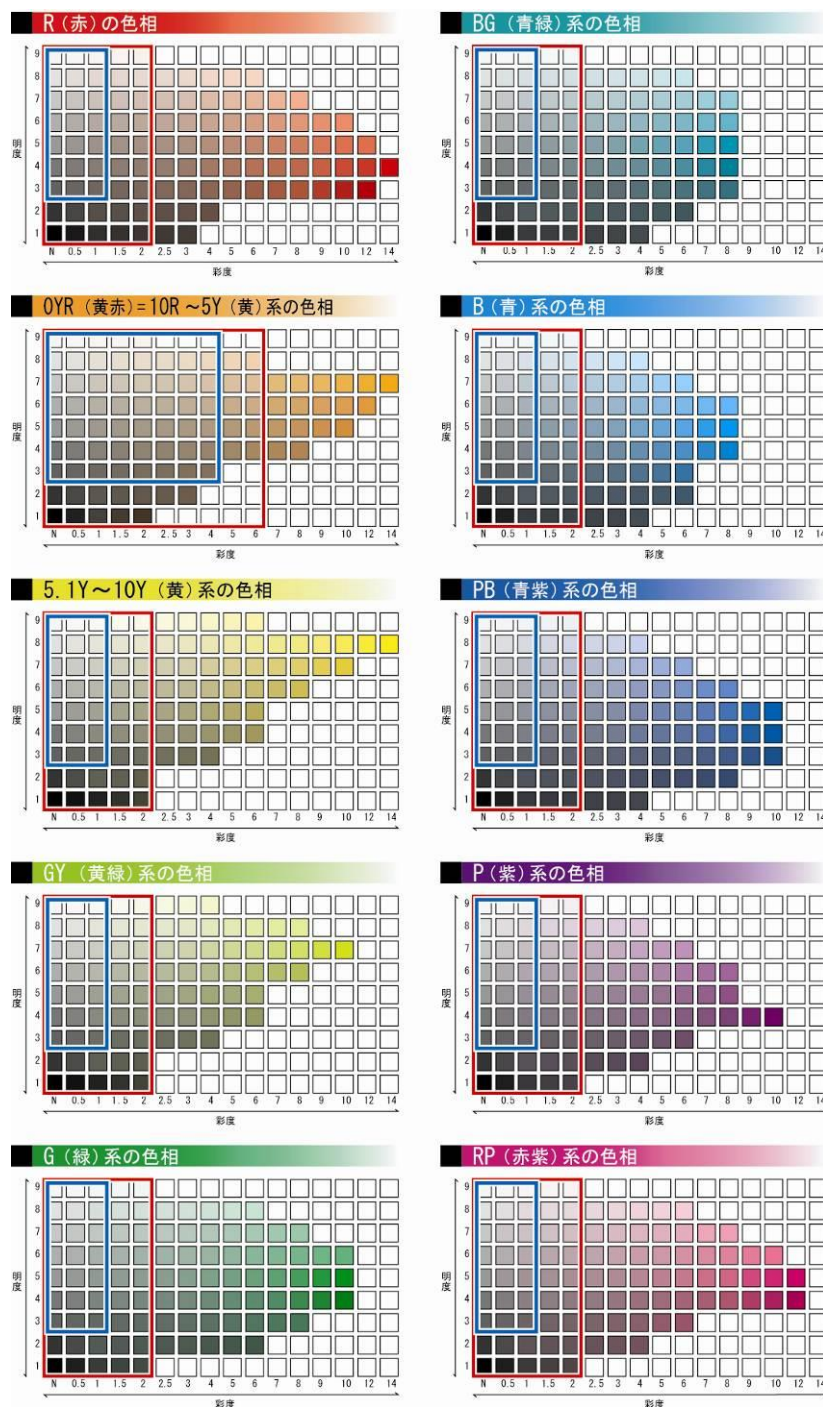
○街並みは市民共有の財産です。住宅の色彩であっても、個人の好みだけで選択するのではなく、良好な街並み景観の形成に向け色彩計画に配慮します。

(2) 望ましい色彩（推奨色）

建築物・工作物の外壁等の基調色は、図表に示す範囲を推奨色とします。



推奨色	色相	明度	彩度
	0YR(10R)~5Y	3以上	4以下
	上記以外の有彩色	3以上	1以下
	無彩色	3以上	0(使用可)



避けたいイメージ



望ましいイメージ



6-4 田園・緑地の色彩

市街化調整区域

(1) 景観形成方針（色彩）

○緑や河川等の景観資源が美しく映える色彩を基調とし、周辺の豊かな自然景観と融和する穏やかさを感じさせる色彩景観とします。

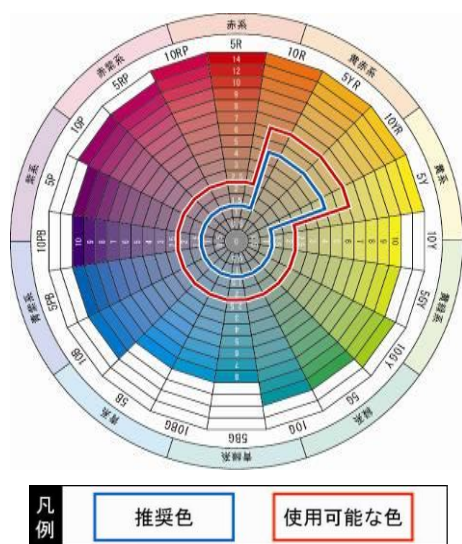
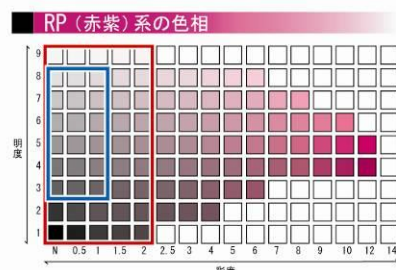
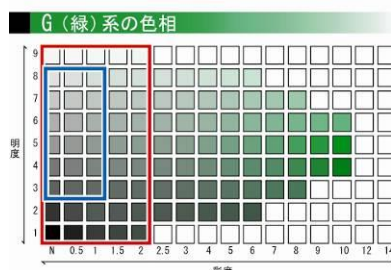
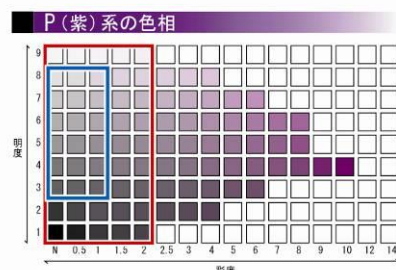
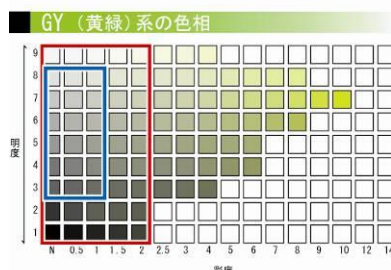
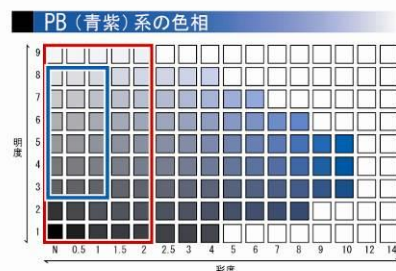
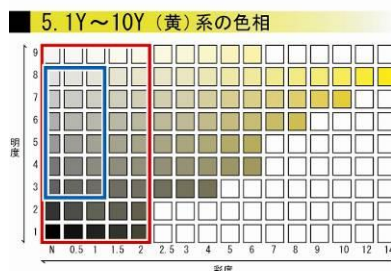
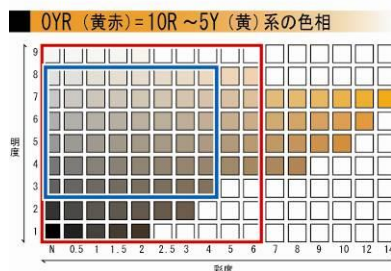
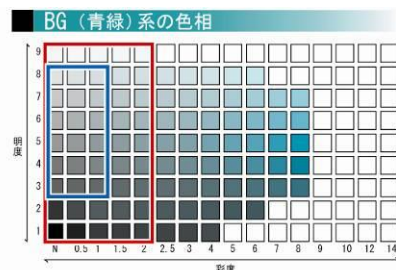
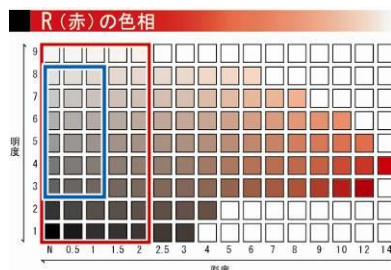
○特に、境川や引地川周辺の斜面緑地や田園に立地する建築物等は、極端に明るい色彩を避け、周辺と融和した外観となるよう配慮します。

○史跡や文化財等の周辺では、それらの色彩を尊重し、共通の色調でそろえたり、より穏やかな色彩とするなど、地域の歴史資源が引き立つ色彩景観を形成します。

(2) 望ましい色彩（推奨色）

建築物・工作物の外壁等の基調色は、図表に示す範囲を推奨色とします。

推奨色	色 相	明 度	彩 度
	0YR(10R)~5Y	3 以上 8 以下	4 以下
	上記以外の有彩色	3 以上 8 以下	1 以下
	無彩色	3 以上 8 以下	0(使用可)



避けたいイメージ



望ましいイメージ



7. 望ましい色彩の例

色彩の具体例

19-90B 日本塗料工業会標準色見本帳番号
10YR9.0/1.0 マンセル値



8. 景観法（景観計画）と景観条例に基づく手続き

次の行為を行う場合には、景観条例に基づく事前協議と景観法の届出が必要となります。

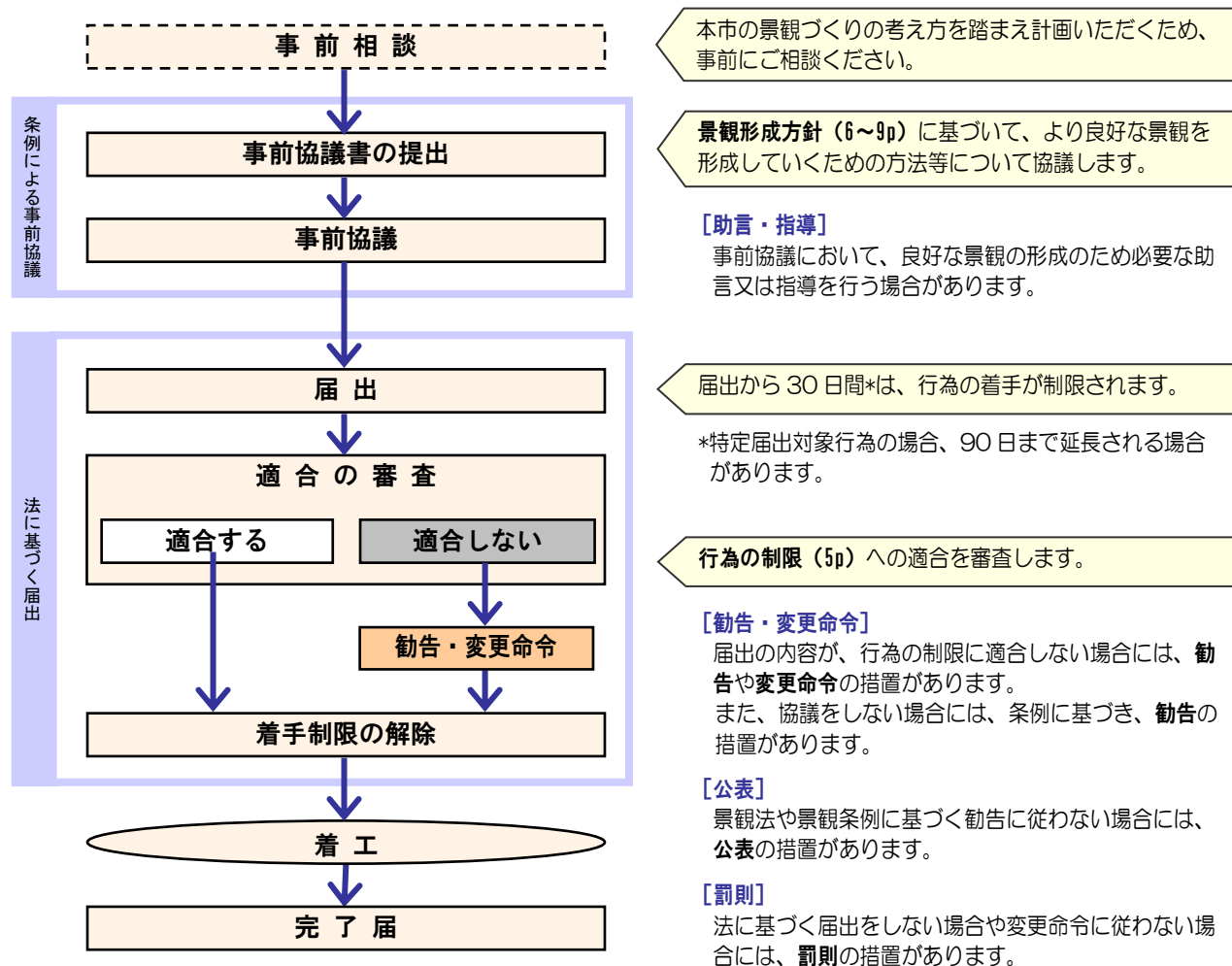
事前協議（景観条例第6条）と届出（景観法第16条）を要する行為

行為	規模
①建築物の建築等 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築・移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で、変更部分が見付面積*の過半となるもの	☐ 高さが10mを超えるもの ☐ 延べ面積が1,000㎡以上のもの
②工作物の建設等 ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築・移転 ☐ 外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で、変更部分が見付面積*の過半となるもの	☐ 高さ10mを超えるもの ただし、擁壁は高さ5mを超えるもの
③木竹の伐採	☐ 伐採する区域の面積が500㎡以上のもの

①・②の行為は、変更命令の対象となる特定届出対象行為です。

*見付面積：建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積

手続きの流れ



大和市景観計画に基づく色彩景観形成のてびき

平成20年3月発行

景観計画・景観条例などの詳細については、大和市のホームページでご覧いただけます。
url: <http://www.city.yamato.lg.jp/>

発行 大和市

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号
Tel.046-263-1111

編集 まちづくり部まちづくり推進課まちづくり推進係

図版作成：株式会社カラープランニングセンター